

府中市子ども・子育て審議会放課後対策部会における検討結果報告書

はじめに

近年、市内小学校における児童数は減少傾向に転じているところですが、学童クラブへの入会児童数は増加を続けており、一部学童クラブにおける施設の過密化が発生しております。この状況に対し、市では学校教室や公共施設の借用、学童クラブ施設の増設等で対応しておりますが、児童数が増加している学校では教室に余裕がない場合も多く、また学校近隣での学童クラブ用地の確保も困難であることから、対策がなかなか進まない状況にあります。

一方、市教育委員会では、「府中市学校施設改築・長寿命化改修計画」（以下「学校施設改築計画」といいます。）及び「府中市立学校の適正規模・適正配置の基本的な考え方」（以下「適正規模の考え方」といいます。）を策定し、各学校における将来的な児童数の増減に対応するとともに、老朽化した学校施設を順次改築し、学童クラブ及び放課後子ども教室の専用スペースを学校施設と一体的に整備する予定としており、改築後は両事業の実施のあり方や連携がさらに重要となると想定されます。

今後も当面の間は学童クラブをはじめとする小学生の放課後の居場所に対するニーズは増加すると見込まれることから、学童クラブ事業及び放課後子ども教室事業の運営等に関する市の施策について、子ども・子育て審議会放課後対策部会（以下「部会」といいます。）にて外部有識者から意見聴取しましたので、次のとおり報告します。

1 市の学童クラブ及び放課後子ども教室の現状と課題

(1) 学童クラブ在籍児童数の増加

一部の学童クラブでは入会児童数が増加し施設が過密化しており、その対策として学校施設の借用や、近隣の学童クラブ用地確保に取り組んでいますが、諸課題があり難航しています。

また、全国的な問題となっている少子化については本市も例外ではなく、この10年で市立小学校の児童数は減少傾向にあります。学童クラブの平均入会率は9.3%増加し、35.6%となり、3人に1人程度は入会している状況です。（資料1）市内の地域により偏りはあるものの、今後10年間の入会児童数予測では、10年後の令和14年には、市全体で現在の入会児童数より510人増加すると見込んでいます（資料2）。

児童数の増加に伴い、配置が必要な放課後児童支援員等のスタッフの人数も増加していますが、公設学童クラブ以外に民間事業者等が運営する放課後児童育成

事業が拡大し人材獲得競争が激しくなる中、公設学童クラブに勤務する人材確保は非常に困難な状況が続いています。

(2) 今後の市内小学校施設のあり方等について

市教育委員会では、令和2年2月に学校施設改築計画を、令和3年11月に適正規模の考え方を策定しました。それぞれの計画等において、各学校における将来的な児童数の増減に対応するとともに、学校改築時に学童クラブ、放課後子ども教室の専用スペースを一体的に整備し、複合化する方針を出しています。(資料3)

これらのことに伴い、各小学校改築後は、学童クラブ、放課後子ども教室の2事業の在り方などがより重要となっていくことが想定されます。

ア 学校施設改築計画における学校施設の複合化について

複合化とは、学校と同じ敷地内に、学校以外の別の施設や機能を設置することとしており、学童クラブについては、校地外にある学童クラブはできる限り校地内に設置すること、また放課後子ども教室は専用の実施場所を確保することとしています。

現在は、学童クラブについては、少数ですが校地外の設置や、校地内ではありますが独立した別の建物内に設置されていること、また放課後子ども教室は空き教室等を活用して実施している学校もあり、年度によって実施場所を変更して開催する必要がある場合も発生している状況です。

イ 適正規模・適正配置に見直すためのグループ分けについて

適正規模の考え方において、適正規模等の見直し推進のために5つのグループに分けられています。各グループにおいて、地域とのつながりや学校規模等を考慮して、小学校は4校ずつ(一つのグループのみ6校)に分けられていますが、学童クラブの運営管理を主な目的としたグループとして利用している、学童クラブ運営委託開始時に設けた3つのグループ(地区)とも、施設間の距離を考慮して分けた7つのグループ(ブロック)とも重複していません(資料4)。

(3) 放課後子ども教室の現在の状況及び学童クラブとの一体的な運営について

放課後子ども教室は各小学校の特別教室などを学校の授業に支障のない範囲で放課後に借用して実施をしていますが、各小学校の放課後子ども教室の規模は在校児童数や使用教室の広さ(児童が普段利用している普通教室に比較して広い・狭い)に関わらず学校によって様々な状況です。例えば、一日の平均参加者数については、最小は7.8人、最大は48.6人と大きな差が出ています。また、常時多数の児童が利用する教室がある一方、保護者会等の学校行事の実施日のみ

利用が集中する教室もあるなど、放課後の居場所としての活用に差がある状況です。(資料5)

また、学童クラブとの一体的な運営については、一校を除き設置の形態としては一体型の学童クラブ及び放課後子ども教室とされていますが、両事業が連携して事業を実施する等の一体型の利点を生かした取組は十分に図られていません。

以上の現状と課題に対し、部会において、委員から出された意見は次のとおりです。

- (1) 学童クラブ、放課後子ども教室に参加する異年齢児が交流し、活動できる機会を作ることが児童の豊かな放課後につながるのではないかと。
- (2) 民間委託をしている、または民間委託予定の施設については、当該小学校の改築までの期間に、学童クラブと放課後子ども教室の実施事業者を同一事業者とし運営・連携しやすい環境を整え、人員を共有することで、両事業の人員不足を補っていくことができるのではないかと。
- (3) 児童が安全・安心に放課後を過ごせる場のニーズは増加傾向にあるため、安定的にそのような場を提供できる実施主体を増やしていく必要があり、また、多様な活動プログラムの企画力を持つ民営学童クラブの需要は高まる一方であるが、民営学童クラブは地域の中では「会社」として捉えられやすいため、地域に入っていくのが難しいのではないかと。
- (4) 地域や各学童クラブの特色を持ちながらも、質に関しては同じ水準のサービス提供をしてほしい。

2 放課後児童対策に関する国の動向

国では、次代を担う人材を育成し、加えて共働き家庭等が直面する、いわゆる「小1の壁」を打破する観点から、厚生労働省と文部科学省の連携のもと、平成26年7月に「放課後子ども総合プラン」(以下「プラン」といいます。)を策定し、放課後の子どもの居場所となる学童クラブ及び放課後子ども教室の整備を推進してきました。

プランにおいては、学童クラブについて平成31年度末までに約30万人分を新たに整備するとともに、全ての小学校区で、学童クラブ及び放課後子ども教室を一体的に又は連携して実施することを目標とし、計画的な整備が行われてきたところですが、近年の女性就業率の上昇等により、更なる共働き家庭の児童数の増加が見込まれ、追加的な施設整備が不可欠な状況となっています。

また、プランに基づき、学童クラブと放課後子ども教室の一体的な実施を中心に両事業の計画的な整備が進められてきましたが、両事業の一体的な実施にあたっては、両事業を活用する全ての児童が多様な体験・活動を通して豊かな放課後を過ごすことができるよう、両事業に関係する自治体や事業者が、連携を一層深めていく

ことが求められています。

これらの状況から、国では令和元年度から五年度を対象期間とする「新・放課後子ども総合プラン」(以下「新プラン」といいます。)を策定し、市においてもその推進に努めてきたところですが、引き続き、新プランで国が目標として掲げている「全ての児童の安全・安心な居場所を確保するため、一体型を中心とした学童クラブ及び放課後子ども教室の計画的な整備等を進める」ことを目指し、必要な方策に取り組んでいく必要があります。

3 学童クラブ及び放課後子ども教室の今後の方向性について

これまで、市の現状と課題、並びに部会での意見、さらには国の放課後児童対策の動向を確認してきましたが、今後も増加し多様化する小学生の放課後の居場所に対するニーズに適切に対応し、子どもたちの豊かな放課後を確保するため、市の放課後児童対策、特にその中心となる学童クラブ及び放課後子ども教室の両事業について、次のとおり取り組んでいく必要があるものと考え、今後の方向性を整理しました。

(1) 学校施設の活用と連携強化

学童クラブ及び放課後子ども教室が校地内に一体的に整備され複合化する機を捉えて、学校施設の徹底的な活用を図ることで学校との更なる連携強化を目指し、保護者の就労その他に関係なく、全ての児童が放課後に多様な体験・活動を行うことができる環境整備を目指します。

また、一体的な施設整備が進めば、学童クラブ及び放課後子ども教室の連携がより容易になることから、活動プログラムの企画段階から密接に連携して低学年だけでなく高学年の児童の学ぶ意欲を満たす内容や、異年齢児交流を促す内容も充実させていきます。

ただし、一体的な施設整備には長期間を要することから、現行の学校施設の状況においても、施設活用や連携強化を進めていくことが必要となります。具体的には、

- ア 一時的利用(タイムシェア)の拡大など様々な手法を検討し、既存の学校施設の活用を進めること
- イ 学童クラブと放課後子ども教室の両事業を同一事業者が一体的に運営するなどの手法により、両事業のスタッフが共通した考え方のもと運営やプログラムの面でも連携を深めること
- ウ 学校施設のさらなる活用や両事業の一体的運営について、学校関係者の理解と協力を得ること

を検討し実施することが必要となります。

(2) 地域資源の活用

当該学区で生活する児童が学童クラブ以外にも安全・安心な放課後の居場所の確保ができるよう、地域における公民連携を一層強化していくとともに、市民に対する周知に努める必要があります。

例えば、新プランにおいて、児童の放課後活動について、サービスの水準・種類に対する多様なニーズを満たすためには、地域における民間サービスを活用し、公的な基盤整備と組み合わせることも有効であるとし、そのためには、学童クラブについては、すでに多様な運営主体により実施されているが、待機児童が数多く存在している地域を中心に、民間企業が実施主体としての役割をより一層担っていくことが考えられ、その際、地域のニーズに応じ、本来事業に加えて高付加価値型のサービス（塾、英会話、ピアノ、ダンス等）を提供することも考えられる、としています。

これらのことから、市内に公設学童クラブ以外の放課後健全育成事業者の参入を促し、サービス提供を促進するような取組の検討が必要です。

また、民間サービスの利用促進や、後述する（3）の放課後プログラムの充実の点からも、学校関係者や地域関係者の協力は不可欠であることから、これら関係者と民間サービス事業者との連携を支援する取組が求められます。

その一方で、従来の公営学童クラブで行われてきた他機関との密な連携による安定的な児童および世帯支援や、様々な活動に取り組むなかで異年齢児童同士が育む関係構築の経験、その経験獲得の機会の提供は引き続き重視し、実施していく必要があります。

(3) 放課後プログラムの充実

新プランにおいて、一体型の学童クラブ及び放課後子ども教室の実施に当たっては、一体型の利点を生かした取組の推進を図ることが重要であるとされており、全ての児童が学ぶ意欲を満たし、一緒に参加できる学習・体験活動を通して、学びを深め、広げることのできるプログラムの実施が求められています。

これは、新プランにおいて、学童クラブ及び放課後子ども教室を一体的に実施することにより、共働き等か否かを問わず全ての児童が一緒に参加できる学習・体験プログラム（共通プログラム）を実施することが必要であるとされていることから、放課後子ども教室において実施する、学習支援・体験プログラムに学童クラブ利用者が容易に参加できるような環境整備や、コロナ禍でも実施でき、かつ低学年はもとより高学年の児童にとっても魅力のあるプログラムの実施を推進する等が挙げられます。

(4) 育成サービスの質の向上及び均質化の取組

学童クラブにおいては、一部の運営委託化を開始した際に市内を3地区・7ブロックの単位で管理し、サービスの質の向上及び均質化のために、定期的な連絡会の開催や市職員と委託事業者との交流等の機会を確保することとして取り組んできました。

一方で、放課後子ども教室は、8つの受託事業者がそれぞれ1～4校の学校を分担して教室を開催していますが、受託事業者の規模や教室運営のレベルが様々で、効率的な運営の支障になっていると思われる。また、各事業者においてプログラム内容の工夫をしながら実施しているところですが、その工夫が共有されず、全体の底上げにつながっているとはいえない状況です。

市内の放課後子ども教室の質については一定のレベルを保つ必要があり、担当する学校数や事業規模についても一定の大きさや水準が必要であると思われる。

この課題の解決のために、今後は学童クラブと同様に市内を一定の規模に基づきグループ分けし、グループごとに事業者が放課後子ども教室事業を実施する体制の整備などの取組が考えられます。

(5) 特別な配慮を必要とする児童への対応について

学童クラブ・放課後子ども教室の利用児童の増加や保護者ニーズの多様化に伴い、障害などの事由により特別な配慮を必要とする児童も増加傾向にあります。新プランにおいて、学童クラブにおける障害のある児童の受け入れクラブ数や受け入れ児童数は年々増加しており、放課後子ども教室においても、活動を希望する児童が多く参加しているものと考えられ、また虐待やいじめを受けた児童や地域によっては日本語能力が十分でない児童も多く来所することもあることから、事業の実施者において、こうした特別な配慮を必要とする児童が安心して過ごすことができるようにすることが重要である、としています。

また、令和3年9月に施行された「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」に基づき、特に学童クラブにおいては医療的ケアが必要な児童の利用希望が今後出てくることも想定されます。対応として、学校・家庭との連携が重要であることは言うまでもありませんが、個々の児童のニーズに応えられるように、豊かなノウハウを持つ専門事業者の活用や、公設学童クラブにおいてはより専門性の高い事業者への委託化を進める等、児童の安全・安心な環境確保に努める必要があります。

4 資料

府中市子ども・子育て審議会放課後対策部会委員名簿	・ ・ ・ ・ ・ 8
府中市子ども・子育て審議会放課後対策部会開催経過	・ ・ ・ ・ ・ 9
府中市子ども・子育て審議会条例	・ ・ ・ ・ ・ 10
府中市子ども・子育て審議会放課後対策部会設置要領	・ ・ ・ ・ ・ 13
放課後子ども総合プランの全体像、新・放課後総合プラン	・ ・ ・ ・ ・ 15
府中市子ども・子育て審議会放課後対策部会における検討結果報告書資料	・ 17

府中市子ども・子育て審議会放課後対策部会委員名簿

(50音順・敬称略)

	氏名	役職名等	委員区分
1	◎安倍 大輔	白梅学園大学 子ども学部子ども学科准教授	臨時委員
2	○遠藤 隆一	特定非営利活動法人三楽 理事	臨時委員
3	大室 千里	青少年対策浅間地区委員会 2 地区委員長	臨時委員
4	瀧澤 千登勢	公募市民	臨時委員
5	藤咲 孝臣	府中市立本宿小学校 校長	本会委員
6	和田 有美	社会福祉法人府中市社会福祉協議会 まちづくり推進係長	本会委員

※◎は部会長、○は副部会長です。

府中市子ども・子育て審議会放課後対策部会開催経過

	開催日時	審議内容
第1回	令和4年 8月22日(月) 午前10時～	<ul style="list-style-type: none"> ・部会長及び副部会長の選出 ・府中市の放課後対策事業の状況について ・今後の開催予定と進行について
第2回	令和4年 11月7日(月) 午前9時30分～	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の府中市の学童クラブおよび放課後子ども教室の状況 ・事例紹介 ・府中市における学童クラブと放課後子ども教室の今後の方向性について
第3回	令和5年 2月6日(月) 午前10時～	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後対策部会における検討結果報告書について ・検討結果報告書の今後の流れについて

平成25年6月24日

条例第25号

改正 平成27年3月13日条例第10号

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第77条第1項及び第3項の規定に基づき、府中市子ども・子育て審議会(以下「審議会」という。)を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(所掌事務)

第3条 審議会は、法第77条第1項に規定する事務を処理するほか、市長の諮問に応じ、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第34条の15第4項の規定により同条第2項の認可に際し意見を述べ、並びに地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえつつ、子ども・子育て支援に関する事項について調査審議する。

(平27条例10・一部改正)

(組織)

第4条 審議会は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する委員(臨時委員を除く。次条、第7条第1項及び第9条第2項において同じ。)20人以内をもって組織する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 事業主を代表する者
- (3) 労働者を代表する者
- (4) 子ども・子育て支援に関する事業等に携わる者
- (5) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (6) 公募による市民

(平27条例10・一部改正)

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補充の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(臨時委員)

第6条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員

を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が委嘱する。

3 臨時委員は、当該特別の事項の調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(平27条例10・追加)

(会長及び副会長)

第7条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(平27条例10・旧第6条繰下)

(会議)

第8条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、過半数の委員の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(平27条例10・旧第7条繰下)

(部会)

第9条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。

3 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

(平27条例10・追加)

(委員以外の者の出席)

第10条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(平27条例10・旧第8条繰下)

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

(平27条例10・旧第9条繰下)

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年12月府中市条例第28号)の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

子ども・子育て審議会委員	日額 11,000円
--------------	------------

付 則(平成27年3月13日条例第10号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

府中市子ども・子育て審議会放課後対策部会設置要領

(趣旨)

第1条 この要領は、府中市子ども・子育て審議会（以下「審議会」という。）条例第9条の規定に基づき、放課後対策部会（以下「部会」という。）を設置し、その運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 部会は、府中市における新・放課後子ども総合プランの推進に関する事項について調査審議する。

(組織)

第3条 部会は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する委員6人以内をもって組織する。

- (1) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者 1人
- (2) 放課後児童健全育成事業（学童クラブ等）又は地域放課後児童支援事業（放課後子ども教室等）の運営に携わる者 1人
- (3) 府中市立小学校校長会の代表者 1人
- (4) 府中市青少年対策地区正副委員長会が推薦する者 1人
- (5) 子ども・子育て支援関係団体 1人
- (6) 公募による市民 1人

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する事項の調査審議が終了するまでとする。

(部会長及び副部会長)

第5条 部会に部会長及び副部会長を置き、委員の互選によりこれらを定める。

- 2 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。
- 3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 部会の会議は、部会長が招集し、部会長が議長となる。

- 2 部会は、過半数の委員の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 部会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 部会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(庶務)

第8条 部会の庶務は、子ども家庭部児童青少年課において処理する。

(雑則)

第9条 この要領に定めるもののほか、部会の運営について必要な事項は、別に定める。

付 則

この要領は、平成30年5月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和4年7月1日から施行する。

新・放課後子ども総合プラン

(2018 (平成30) 年9月14日公表)

背景・課題

- 現行プランにおける放課後児童クラブ、放課後子供教室の両事業の実績は、放課後児童クラブの約30万人分整備が順調に進むなど、大きく伸びているが、近年の女性就業率の上昇等により、更なる共働き家庭等の児童数の増加が見込まれており、「小1の壁」を打破するとともに待機児童を解消するため放課後児童クラブの追加的な整備が不可欠な状況。
- 小学校内で両事業本行「一体型」の実施は、増加傾向にあるものへの目標への到達を死たしていない。一方で、地域の実情に応じて社会教育施設や児童館等の小学校以外の施設を活用して両事業を行い、多様な体験・活動を行っている例も見られる。

- そのため、引き続き共働き家庭等の「小1の壁」、「待機児童」を解消するとともに、全ての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後子供教室の両事業の計画的な整備等を推進するため、下記のとおり目標を設定し、新たなプランを策定。

「新・放課後子ども総合プラン」に掲げる目標（2019～2023年）

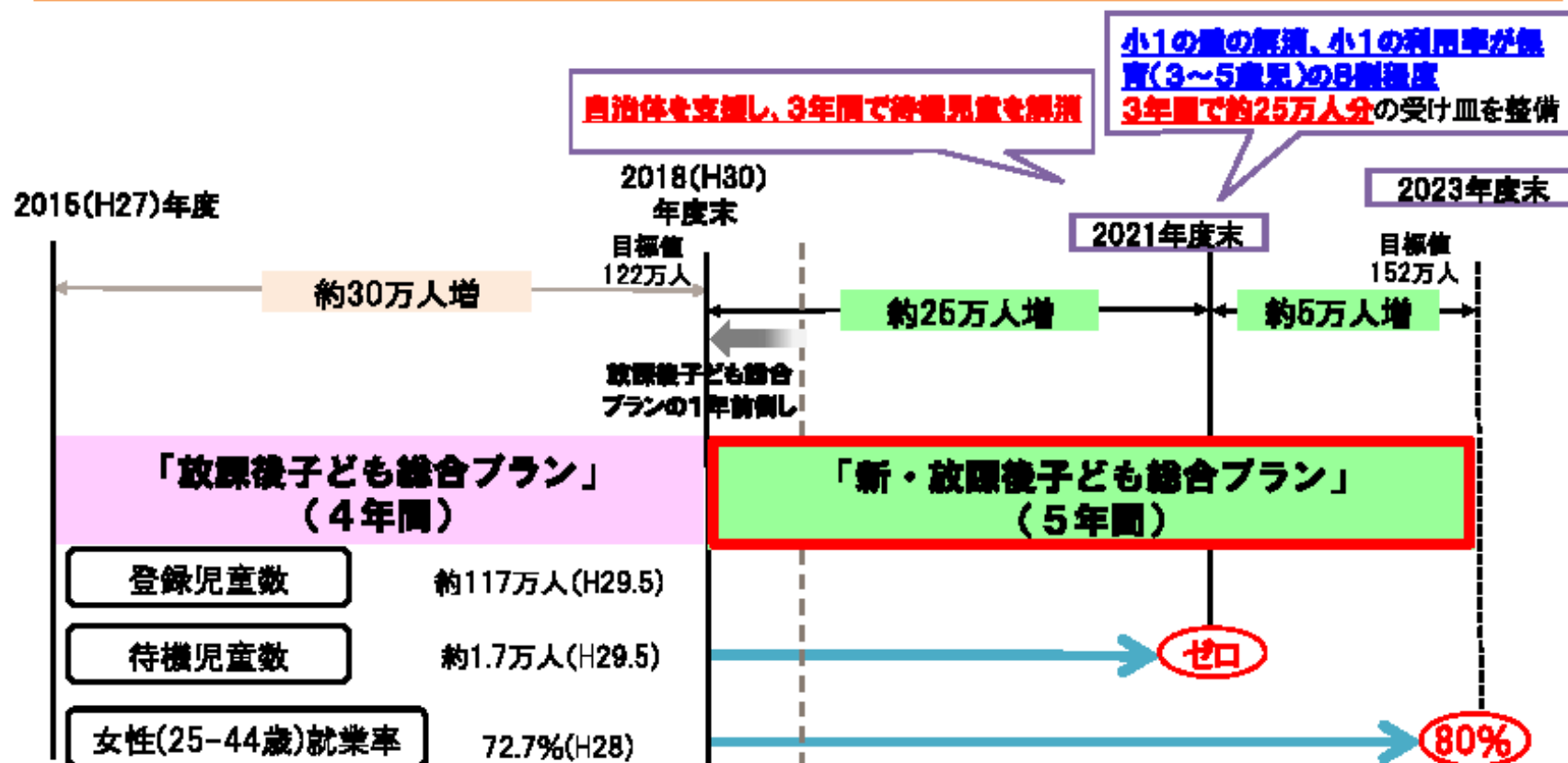
- **放課後児童クラブ**について、2021年度末までに約25万人分を整備し、待機児童解消を目指し、その後女性就業率の上昇を踏まえ**2023年度末までに計約30万人分の受け皿を整備**（約122万人⇒約152万人）
- **全ての小学校区**で、両事業を一体的に又は連携して実施し、うち小学校内で**一体型として1万箇所以上で実施することを目指す。**
- 両事業を新たに整備等する場合には、**学校施設を徹底的に活用**することとし、新たに開設する**放課後児童クラブの約80%を小学校内で実施**することを目指す。
- **子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図る。**

放課後児童クラブの受け皿整備（「新・放課後子ども総合プラン」）

「新・放課後子ども総合プラン」において示す目標（抜粋）

放課後児童クラブの量的拡充を図り、2021年度末までに約25万人分を整備し待機児童の解消を目指し、女性就業率の上昇を踏まえ2023年度末までにさらに約5万人分を整備し、5年間で約30万人分の受け皿を整備する。

122万人⇒152万人



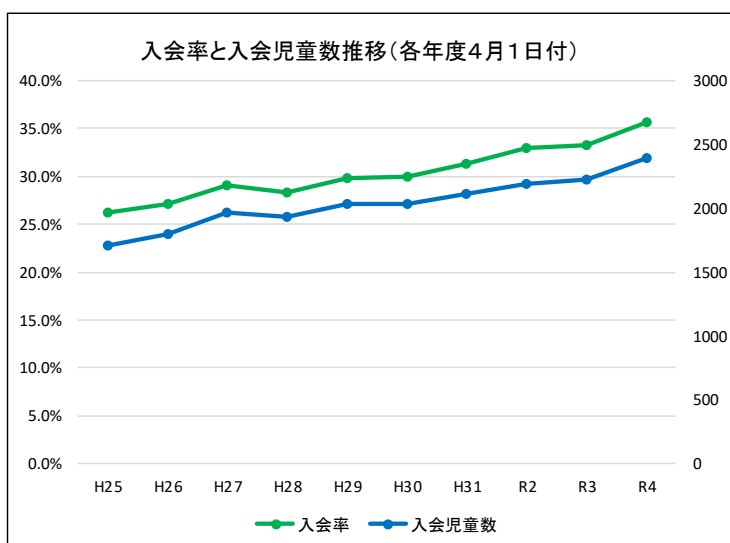
〈資料1〉

学童クラブ入会児童数推移（平成25～令和4年度4月初日時点）

学童クラブ	開設日	年度									
		25	26	27	28	29	30	31	2	3	4
第一	H 2. 4. 1	103	125	139	139	161	136	143	76	83	108
第一分館	R 1. 9. 1								74	87	96
第二	H 4.10. 1	121	132	139	139	150	179	181	110	97	98
第二分館	H 31. 4. 1								101	102	100
第三	H 2. 4. 1	141	150	164	153	151	134	155	165	160	132
第四	H 2.12. 7	56	59	76	68	75	69	74	68	64	84
第五	H 2.11.19	89	97	100	111	136	132	141	146	168	172
第六	H 2. 7.16	73	69	92	103	105	114	135	123	138	152
第七	H 9.11. 1	51	57	67	46	43	45	61	65	84	89
第八	H 2. 4. 1	119	127	145	116	99	111	95	117	119	122
第九	H 7.10.16	43	50	66	64	58	53	58	61	70	71
第十	H 4.11. 1	114	106	114	99	89	91	90	96	105	120
武蔵台	H 4.11. 1	43	48	51	51	53	60	58	51	40	50
住吉	H 10. 2. 2	107	95	90	90	93	83	77	72	69	75
新町	H 4.10. 1	34	39	58	58	59	55	56	70	66	62
本宿	H 2. 4.16	90	94	103	101	111	115	116	112	102	123
白糸台	H 2.12.17	54	65	67	93	90	79	88	98	115	100
矢崎	H 2.12.17	39	48	54	46	62	59	58	64	60	71
若松	H 4. 4. 1	89	84	91	92	99	87	92	87	63	86
小柳	H 2. 4.16	74	70	65	67	76	80	85	83	82	112
南白糸台	H 2. 7.16	65	65	70	75	89	98	88	79	90	86
四谷	H 2. 4. 1	78	79	68	65	71	86	98	91	93	113
南町	H 3. 7. 1	57	55	76	69	81	100	89	91	89	94
日新	H 2.12. 7	63	81	76	87	81	73	75	96	84	79
合計		1,703	1,795	1,971	1,932	2,032	2,039	2,113	2,196	2,230	2,395
4/1付各小学1～3年生計		6,484	6,614	6,798	6,833	6,811	6,810	6,737	6,649	6,711	6,721
学童クラブ入会率		26.3%	27.1%	29.0%	28.3%	29.8%	29.9%	31.4%	33.0%	33.2%	35.6%

* 入会率定義 「学童クラブ在籍児童数 ÷ 各小学校1～3年生在校児童数」として計算。

* 前年度から10%以上の増加率を見せている年は赤字としている。



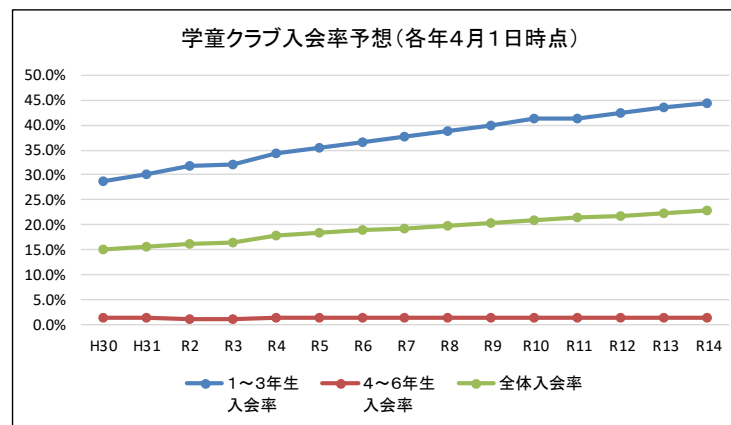
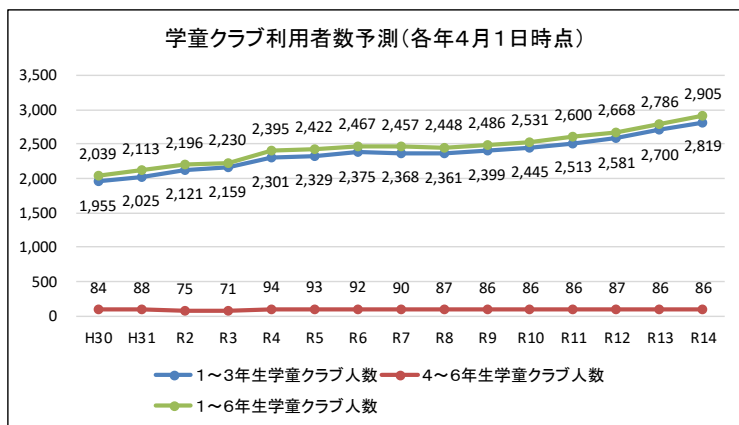
〈資料2〉

学童クラブ入会児童数および入会率の予測数値（令和5年度から令和14年度）

	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
1～3年生学童クラブ人数	1,955	2,025	2,121	2,159	2,301	2,329	2,375	2,368	2,361	2,399	2,445	2,513	2,581	2,700	2,819
4～6年生学童クラブ人数	84	88	75	71	94	93	92	90	87	86	86	86	87	86	86
1～6年生学童クラブ人数	2,039	2,113	2,196	2,230	2,395	2,422	2,467	2,457	2,448	2,486	2,531	2,600	2,668	2,786	2,905

	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
1～3年生入会率	28.7%	30.1%	31.9%	32.2%	34.2%	35.4%	36.5%	37.7%	38.9%	40.0%	41.2%	41.4%	42.4%	43.5%	44.5%
4～6年生入会率	1.2%	1.3%	1.1%	1.0%	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%	1.3%
全体入会率	15.0%	15.6%	16.2%	16.5%	17.8%	18.3%	18.8%	19.3%	19.8%	20.3%	20.8%	21.3%	21.8%	22.3%	22.8%

増減幅の小さいH31～R3の平均値「0.5%」ずつ増加予想



〈資料3〉

「府中市学校施設改築・長寿命化改修計画」及び
「府中市立学校の適正規模・適正配置の基本的な考え方」について

1 府中市学校施設改築・長寿命化改修計画（令和2年1月）

市立小・中学校の施設については、築後40年以上が経過し、今後、一斉に老朽化を迎えることから、学校施設の改築や長寿命化を計画的に実施することが重要かつ喫緊の課題となっていることを踏まえ、老朽化対策を着実かつ計画的に推進していくための計画として策定したものです。

同計画では、児童・生徒数の増加による教室不足やバリアフリー化、新たな教育ニーズや学習形態への対応など教育環境の充実を図ること、地域住民にとっての生涯学習や文化・スポーツ活動の場、災害時の避難所としての役割など、地域に求められる様々な役割や機能を備えた学校づくりを行うこと、さらに、将来の児童・生徒数の増減や他の公共施設の老朽化対策の取組など、学校を取り巻く様々な状況の変化に柔軟に対応できる学校とすること、などが盛り込まれています。

改築の具体的な内容としては、令和32（2050）年度までに各市立小・中学校の施設を順次改築する予定としているほか、小学生の放課後の居場所となる学童クラブ及び放課後子ども教室について、学校施設と一体的に整備し複合化することとしています。

図表1 市立小学校の改築順序（令和4年4月時点）

グループ		学校名
早期改築着手校 （1校）		府中八小（改築中）
第1グループ （8校）	次期実施校	府中三小、府中六小（基本設計中）
	第三期改築実施校	府中四小、府中五小
	（改築時期未定）	府中七小、府中九小、武蔵台小、矢崎小
第2グループ （13校）	（改築時期未定）	府中一小、府中二小、府中十小、住吉小、新町小、本宿小、白糸台小、若松小、小柳小、南白糸台小、四谷小、南町小、日新小

2 府中市立学校の適正規模・適正配置の基本的な考え方（令和3年11月）

市立小・中学校を適正な規模で適正に配置して整備し、児童生徒の良好な教育環境の維持や教員の指導体制の充実、学校の円滑な運営のため、市内年少人口の推移や国の定める小・中学校の標準規模（12学級以上18学級以下）などを考慮し、本市における市立小・中学校の適正規模・適正配置を進めていくための基本的な考え方を整理したものです。

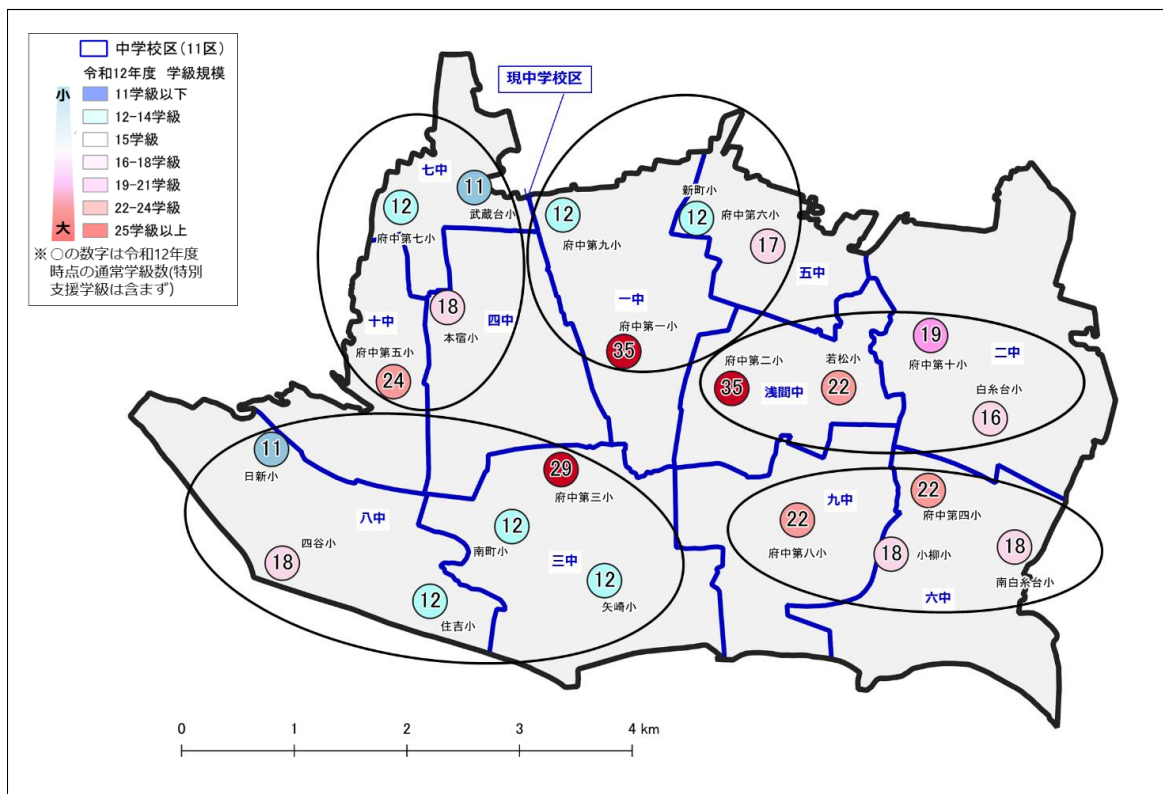
小学校については、現状における各学校の学級数や学校運営の観点などから、各学年2学級以上、学校全体で12学級以上24学級以下が望ましいこと、児童が安全に安心して通学することができるよう安全性や防犯性、特に小学校低学年の通学に要する時間と通学時の負担軽減などを考慮し、通学距離は2キロメートル以内が妥当である

こと、地域とのつながりや学校規模等を考慮して適正規模・適正配置を推進するとともに、学校の改築事業等を活用するなど、近隣学校と連携して課題解決を図るため、地域コミュニティの拠点である文化センター圏域なども考慮し市内の小学校を5つのグループに分類すること、などを定めています。

図表2 適正規模・適正配置に見直すためのグループ分け

グループ区域	小学校	中学校
府中四中、府中七中、府中十中	府中五小、府中七小、武蔵台小、本宿小	府中四中、府中七中、府中十中
府中一中、府中五中	府中一小、府中六小、府中九小、新町小	府中一中、府中五中
府中二中、浅間中	府中二小、府中十小、白糸台小、若松小	府中二中、浅間中
府中三中、府中八中	府中三小、住吉小、矢崎小、四谷小、南町小、日新小	府中三中、府中八中
府中六中、府中九中	府中四小、府中八小、小柳小、南白糸台小	府中六中、府中九中

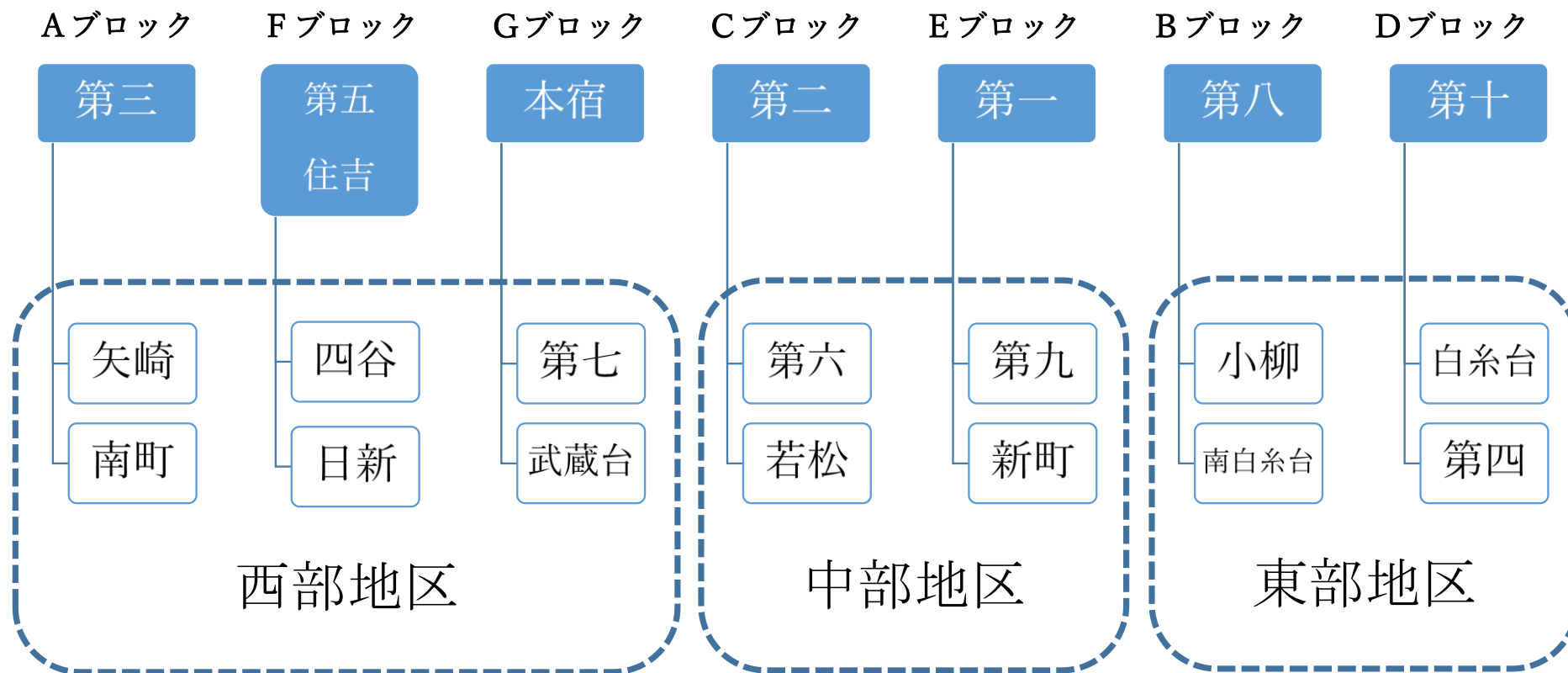
図表3 適正規模・適正配置に見直すためのグループ分け（イメージ・小学校）



※ 令和12(2030)年度の学級数の想定
 最大は府中第一小・府中第二小の35学級、最小は武蔵台小・日新小の11学級

〈資料4〉

府中市立学童クラブ全体構成図



〈資料5〉

放課後子ども教室「けやきッズ」実施教室面積と参加者数（令和3年度）

※登録率… 在校児童に対する登録人数

	小学校	使用教室	教室面積 (㎡)	面積は普通教室 と比較し	一日平均 参加者数	一人あたり 面積	在校生数 (R3.4.1)	4月登録率 (4年生)	4月登録率 (5年生)	4月登録率 (6年生)
1	府中第一小学校	1階第一ホール	167.20	広い	48.6	3.44	1,012	14.5%	9.0%	1.80%
2	府中第二小学校	1階第二理科室	95.47	同程度	27.9	3.42	1,137	8.6%	4.1%	0.50%
3	府中第三小学校	北側校舎2階集会室・学習室	126.56	広い	36.1	3.51	759	7.2%	2.1%	0.8%
4	府中第四小学校	3階みらいのへや	63.00	同程度	32.5	1.94	482	20.0%	8.5%	4.0%
5	府中第五小学校	3階東側特別活動室	37.31	同程度	11.3	3.30	766	2.6%	4.5%	0.0%
6	府中第六小学校	1階プレハブ教室	66.25	狭い	20.1	3.30	758	10.2%	6.2%	2.2%
7	府中第七小学校	北側校舎2階ランチルーム	65.71	同程度	7.8	8.42	370	6.7%	1.7%	3.2%
8	府中第八小学校	3階放課後子ども教室	32.57	狭い	17.6	1.85	732	12.7%	2.9%	1.5%
9	府中第九小学校	1階放課後子ども教室	65.18	同程度	16.4	3.97	447	6.6%	4.6%	1.2%
10	府中第十小学校	1階ランチルーム	104.00	広い	45.7	2.28	690	30.5%	8.8%	2.5%
11	武蔵台小学校	北側校舎2階放課後子ども教室	64.50	同程度	11.4	5.66	271	34.1%	3.4%	0.00%
12	住吉小学校	1階オープンスペース	130.22	広い	9.9	13.15	509	5.6%	2.1%	0.00%
13	新町小学校	1階旧給食配膳室	91.60	広い	17.1	5.36	347	11.5%	0.0%	0.00%
14	本宿小学校	1階プレールーム	77.25	同程度	25.0	3.09	715	10.8%	12.8%	3.10%
15	白糸台小学校	3階ランチルーム	98.94	広い	27.7	3.57	566	25.6%	11.5%	2.20%
16	矢崎小学校	1階ランチルーム	177.47	広い	20.6	8.62	397	18.3%	4.8%	0.00%
17	若松小学校	1階旧少人数教室	65.70	同程度	27.1	2.42	653	15.7%	5.1%	0.90%
18	小柳小学校	2階会議室	64.09	同程度	28.9	2.22	614	12.5%	8.1%	2.90%
19	南白糸台小学校	1階特活室	62.44	同程度	40.1	1.56	665	27.2%	3.7%	0.90%
20	四谷小学校	1階第一音楽室	106.55	広い	28.0	3.81	670	12.9%	2.6%	3.80%
21	南町小学校	1階多目的室	65.12	同程度	18.8	3.46	463	18.3%	2.3%	1.20%
22	日新小学校	1階放課後子ども教室	67.21	同程度	20.6	3.26	493	0.0%	1.2%	1.30%
合計			1,894.32		539.2	91.60	13,516	14.2%	5.0%	1.5%

※普通教室を65㎡とする。

全校の登録率平均